

京都府向日市

史跡長岡宮跡保存活用計画



2020

向日市教育委員会

長岡京・桓武天皇 略年譜							
時代	都	天皇	年号	西暦	桓武年齢	事項	
奈良時代	平城京	聖武	天平	9	737	1	誕生。山部王と命名される。9月：父、白壁王【29歳】従四位下となる。この年、天然痘大流行（藤原房前・藤原麻呂・藤原武智麻呂・藤原宇合ら没）。
				12	740	4	9月：藤原広嗣が大宰府で謀反を起こす。この謀反、同11月に滅び、弟：宿奈麻呂も流罪される。
				15	743	7	5月：壺田永年私財法【私有地のおこり】 盧遮那仏金剛像の像立を発願。
		孝謙	天平勝宝	2	750	14	弟、早良王生まれる。
				3	751	15	弟、稗田王生まれる。
		称徳	天平神護	1	765	29	1月：父、白壁王が勲二等に、12月には大納言となる。
				2	766	30	11月：山部王従五位上大學頭になる。
		光仁	宝亀	1	770	34	8月：称徳天皇崩す。父、白壁王、皇太子となる。10月：父、白壁王即位【光仁天皇】。11月：井上内親王皇后となる。
				3	772	36	3月：井上皇后を廃す。5月：他戸皇太子を廃す。この頃、藤原百川が山部王に接近。
				4	773	37	1月：山部王、皇太子となる。2月：この頃、藤原乙牟漏（式家）、山部王の妻となる。
				5	774	38	嫡子、安殿親王が生まれる。（母：乙牟漏）
				6	775	39	4月：井上内親王と他戸王が幽閉先の大和国宇智郡で死去。12月：吉備真備が死去。
				10	779	43	7月：参議従三位藤原百川が死去。
		桓武	天応	1	780	45	4月3日、山部王が即位【桓武天皇】。弟の早良親王が皇太子となる。12月：光仁上皇が崩す。【73歳】
				2	782	46	閏1月：氷上川継ら、謀反の罪で配流される。4月：造宮・勅使2省と造法華寺・鑄銭2司を廃止する。
			延暦	2	783	47	3月：和気清麻呂を摂津大夫に任命する。4月：乙牟漏が皇后となる。藤原種継（式家）従三位となる。
				3	784	48	5月：がま2万匹ばかり、難波の市の南道より四天王寺の内に入る。【長岡京遷都のまえぶれ】
							5月：中納言藤原小黑麻呂、同藤原種継、左大弁佐伯今毛人らを派遣し、遷都のため山背国乙訓郡長岡村を視察させる。
							6月10日：造長岡宮使に藤原種継、佐伯今毛人らを任命し、長岡宮・京を造り始める。
							6月：遷都を山背国の加茂大社に告げる。今年の調・庸税と宮を造る人夫の必要物資を諸国に命じて新京の長岡宮へ運ばせる。
							6月：新京に邸宅を造るため、正税68万束を右大臣以下の政府要人に与える。
							6月：長岡村の百姓宅で宮内に入るもの57町に立ち退き料として正税約4万3千束を与える。
							7月：阿波・讃岐・伊予の3国に命じて、山崎橋を造る材料を出させる。
							11月11日：長岡京に遷る。11月：遷都のため賀茂上・下、松尾、乙訓社に叙位し、修理する。
				12月：宮城を築いた山背国葛野郡の秦足長ら、宮を造る功労者にそれぞれ叙位と賜爵。王臣家・諸司・寺司による山野の独占を禁止する。			
				4	785	49	1月1日：長岡新京の大極殿で初めて朝賀式。五位以上の貴族、内裏で祝宴。
							1月：摂津国神下・梓江・鯉生野に堀を作り、三国川に結ぼうとする。【京への資材運搬のため】
							3月：嶋院で天皇と貴族、曲水の宴をする。
	5月：4月末に皇后宮に瑞兆の赤雀が現れたのを祝い、賜爵・叙位・免租等を行う。諸国貢進の調・庸税の租悪について、国司・郡司の責任を明確にする。						
	7月：宮を造る人夫に諸国の百姓31万4千人を雇う。国司の正税流用を禁止する。8月：太政官院の垣を築いた太秦宅守に叙位。						
	9月23日：藤原種継暗殺される。翌日に犯人の同伴氏ら数十人逮捕。						
	9月28日：早良皇太子を廃し、乙訓寺へ幽閉する。この後、早良親王衰弱し10日余後淡路島に流される途中、高瀬橋あたりで没する。						
	10月：班田収受のため、五畿内に使いを派遣し、検田する。						
	11月25日：安殿親王皇太子となる。【後の平城天皇】						
	長岡京	5	786	50	1月：近江国滋賀郡に梵釈寺を造る。		
					4月：諸国の調・庸等の未納について、国司・郡司の怠慢を責める。5月：左・右京および東・西の市人に物を賜う。		
					6月：諸国の正倉の火災について、国司の責任を明確にする。7月：太政官院（朝堂院）が完成する。百官はじめて朝座につく。		
					8月：蝦夷を攻めるため、この時より約2年間、東国にて兵士・武器・物資の準備を進める。		
					9月：渤海国の使、船一隻に乗って出羽国に漂着する。五畿内の班田長官を任命する。		
		6	787	51	閏5月：左右京職の税の濫用を禁止し、交代時に解由状を与えることとする。		
					7月：国司ら地方政治の怠慢を禁止する。		
					10月8日：「水陸の便なるをもって都をこの邑に遷す」の詔あり。造営が一段落したので賑給・減税・賜爵を行う。		
					11月：冬至の日に天神を河内国の交野に祀る。		

長岡京造営前期

長岡京造営前期

時代	都	天皇	年号	西暦	桓武 年齢	事 項											
長岡京期	長岡京	桓武	延暦	7	788	52	9月26日:水陸の便あって都を長岡に建つ。しかし官室未だ就らず、興作いよいよ多くして倣発の苦すこぶる百姓にあり」と詔して、減税を行う。 12月:征夷大將軍紀古佐美、節刀を賜り蝦夷へ出征する。この年、最澄、比叡山寺を創建、後に延暦寺と改める。	長岡京造営後期									
				8	789	53	1月:五位以上、南院で節会。この頃「造東大宮所」が東大宮を造る。【第2次内裏】 2月27日:天皇、西宮【第1次内裏】より、はじめて東宮【第2次内裏】に移る。 3月:造宮使、酒宴等を献上して祝う。軍を多賀城に集結し蝦夷を攻める。造東大寺司を廃止する。 6月:【蝦夷攻】北上川畔で大敗。7月:伊勢、美濃、越前の三閤を廃止する。 9月:【蝦夷攻】征東大將軍帰還。 11月:造宮大工物部建麻呂に叙位。12月:桓武天皇の母、高野新笠崩ずる。										
							9		790	54	1月:高野新笠を大枝山山陵に葬る。 閏3月:蝦夷を攻めるため、この時より約2年間、東国にて兵士・武器・物資の準備を進める。 閏3月10日:桓武天皇の皇后、藤原乙牟漏崩ずる。【31歳】28日:藤原乙牟漏を長岡山陵に葬る。 7月:皇太子の病氣のため、京下の七寺において齋經を行わせる。 10月:再び鑄銭司を設置する。11月:税の欠負未納を補填する公廩稻の割合を制定する。						
											10	791	55	3月:吉備真備、大和長岡らによる櫛定律令24条を施行する。 4月:山背国内の諸寺の塔を修理する。この頃、皇太子の健康がすぐれない。 5月:翌年の班田に備え、国司、王臣家、殷富百姓が下田を上田に換える等の不法を改める。 6月:延暦3.12に続き再び山野独占の禁令を出し、山背国の百姓の山野利用の便をはかる。8月:畿内の班田使を命じる。 9月:平城宮の諸門を壊し進んで長岡宮に移し造らせる。			
														11	792	56	1月:天皇、諸院を巡行し、猪隅院にて五位以上に弓を射さす。 6月:諸国の兵士制を廃止し、健児をおく。 6月10日:皇太子の病を占い、「早良親王の祟り」とでる。22日:式部省の南門、激しい雷雨で倒れる。 8月9日:大雨、洪水で桂川等あふれる。11日:天皇、紀伊郡赤目崎にて洪水を視察する。 10月:京畿に限って班田を実施し、細則を一部修正する。閏11月:新弾例83条を施行する。
																	12
							13		794	58							
				14	795	59					1月:新京の大極殿にて朝賀。【蝦夷攻】征東軍帰還。長岡旧京の土地8町を勅旨所の監園、近衛府の薬池にあてる。						
				15	796	60	11月:東国の民9000人を陸奥国伊治城に移住させる。		平安京造営第Ⅰ期								
				16	797	61	8月:山城国府を旧長岡京の南に移す。11月:坂上田村麻呂を征夷大將軍に任命する。										
				17	798	62	7月:坂上田村麻呂、清水寺を建立。										
				18	799	63	2月:春宮亮大伴是成らを淡路に派遣し、早良廃太子の靈を慰める。			平安京造営第Ⅱ期							
				19	800	64	7月:早良廃太子を崇道天皇と諡号し、井上内親王を皇后の位に復す。										
				20	801	65	2月:坂上田村麻呂に節刀を授ける。4月:越前国の殺牛祭神を禁止する。8月:藤原（北家）葛野麻呂を遣唐使に任命する。										
				21	802	66	1月:坂上田村麻呂に胆沢城を築かせ、東国の浪人4000人を移住させる。 4月:田村麻呂が蝦夷の降伏を報告する。7月:田村麻呂が帰京する。										
							22				803	67	3月:坂上田村麻呂を造志波城使に任命する。5月:遣唐使船破損、遣使を廃止する。				
				23	804	68	3月:遣唐大使藤原葛野麻呂に節刀を賜う。（最澄・空海ら随行）										
				24	805	69	1月:菅野真道・秋篠安人参議となる。6月:坂上田村麻呂を参議に任命する。遣唐使第一船が対馬に帰着。 12月:藤原緒嗣と菅原真道が天下の造都と征夷の政策について論争する。造宮職を廃止する。										
				25	806	70	3月17日:天皇崩す。4月7日:紀伊郡柏原山陵に葬られる。5月18日:安殿皇太子が即位。【平城天皇】										
この年譜は、次の資料を参考に作成した。村尾次郎著『桓武天皇』吉川弘文館（1963）、乙訓文化財事務連絡協議会編『長岡京跡』（1984）、町田章・鬼頭清明編『新版古代の日本⑥近畿Ⅱ』角川書店（1991）																	

○文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三十日）
（法律第二百十四号）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第二款 管理

（管理方法の指示）

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

（所有者又は管理責任者の変更）

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（管理団体による管理）

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体

その他の法人に通知してする。

- 4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。
- 5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（滅失、き損等）

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第三款 保護

（修理）

第三十四条の二 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

（管理団体による修理）

第三十四条の三 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

- 2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項及び第三十二条の四の規定を準用する。

（管理又は修理の補助）

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。
- 3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

（管理に関する命令又は勧告）

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その

他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

（修理に関する命令又は勧告）

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、国宝以外的重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

（現状変更等の制限）

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第五款 重要文化財保存活用計画

（重要文化財保存活用計画の認定）

第五十三条の二 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財の保存及び活用に関する計画（以下「重要文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 重要文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該重要文化財の名称及び所在の場所
 - 二 当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
 - 三 計画期間
 - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載す

ることができる。

- 一 当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項
- 二 当該重要文化財の修理に関する事項
- 三 当該重要文化財（建造物であるものを除く。次項第六号において同じ。）の公開を目的とする寄託契約に関する事項
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その重要文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該重要文化財保存活用計画の実施が当該重要文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 四 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
 - 五 当該重要文化財保存活用計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の修理を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
 - 六 当該重要文化財保存活用計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が重要文化財の公開を適切かつ確実に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更）

第五十三条の三 前条第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更等の許可の特例）

第五十三条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この款及び第百五十三条第二項第六号において同じ。）を受けた場合において、当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

（修理の届出の特例）

第五十三条の五 第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定を受けた場合において、当該重要文化財の修理をその

記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条の二第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

（認定重要文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第五十三条の六 文化庁長官は、第五十三条の二第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体に対し、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第五十三条の八において「認定重要文化財保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第五十三条の七 文化庁長官は、認定重要文化財保存活用計画が第五十三条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（所有者等への指導又は助言）

第五十三条の八 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）

町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長。第百四十三条第三項、第百八十三条の八第四項、第百九十条第一項及び第百九十一条第一項を除き、以下同じ。）は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

第七款 雑則

（所有者変更等に伴う権利義務の承継）

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。
- 3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

第二節 登録有形文化財

（登録有形文化財の管理）

第六十条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

- 2 登録有形文化財の所有者は、当該登録有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責めに任ずべ

き者（以下この節において「管理責任者」という。）に選任することができる。

4 登録有形文化財の管理には、第三十一条第三項、第三十二条、第三十二条の二第二項から第五項まで、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定を準用する。

5 登録有形文化財の管理責任者及び管理団体には、第一項の規定を準用する。

（登録有形文化財の滅失、き損等）

第六十一条 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（登録有形文化財の所在の変更）

第六十二条 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、登録有形文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに、登録証を添えて、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際登録証の添付を要せず、又は文部科学省令で定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

（登録有形文化財の修理）

第六十三条 登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項、第三十二条の四及び第三十四条の第三第一項の規定を準用する。

（登録有形文化財の現状変更の届出等）

第六十四条 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る登録有形文化財の現状変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導）

第六十六条 登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官に登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

（登録有形文化財の公開）

第六十七条 登録有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、登録有形文化財の所有者及び管理団体以外の者が、所有者（管理団体がある場合は、その者）の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体が行う登録有形文化財の公開には、第四十七条の二第三項の規定を準用する。

4 登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、文

化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、登録有形文化財の公開及び当該公開に係る登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

第六章 埋蔵文化財

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。（昭五〇法四九・追加、平一六法六一・旧第五十七条の四繰下）

第七章 史跡名勝天然記念物 (指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。
(昭二九法一三一・昭四三法九九・平一一法一六〇・一部改正、平一六法六一・旧第七十条繰下、平二六法五一・一部改正)

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べるができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に關し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文

化庁長官に対して意見を述べるることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。
(昭二九法一三一・昭四三法九九・平一一法一六〇・一部改正、平一六法六一・旧第七十一条繰下・一部改正)

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六條 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七條 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八條 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九條 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十條 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一條 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二條 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝

天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第百二十三條 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第百二十四條 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五條 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第百二十六條 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分

で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（昭二九法一三一・追加、昭四三法九九・一部改正、昭五〇法四九・旧第八十条の二繰下・一部改正、平一一法一六〇・一部改正、平一六法六一・旧第八十条の三繰下・一部改正）

（環境保全）

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、

その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更）

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更等の許可の特例）

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

（認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（管理団体等への指導又は助言）

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

- 第百三十一条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。
- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十一章 文化審議会への諮問

第百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除
- 二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消（第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
- 三 重要無形文化財の指定及びその指定の解除
- 四 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- 五 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- 六 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第九十条第三項で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
- 七 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- 八 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除
- 九 登録記念物の登録及びその登録の抹消（第百三十三条で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
- 十 重要文化的景観の選定及びその選定の解除
- 十一 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除
- 十二 選定保存技術の選定及びその選定の解除
- 十三 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその

認定の解除

- 2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。
- 一 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令
 - 二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行
 - 三 重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
 - 四 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
 - 五 国による重要文化財の買取り
 - 六 重要文化財保存活用計画の第五十三条の二第四項の認定
 - 七 登録有形文化財保存活用計画の第六十七条の二第四項の認定
 - 八 重要無形文化財保存活用計画の第七十六条の二第三項の認定
 - 九 重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
 - 十 重要有形民俗文化財の管理に関する命令
 - 十一 重要有形民俗文化財の買取り
 - 十二 重要有形民俗文化財保存活用計画の第八十五条の二第四項の認定
 - 十三 重要無形民俗文化財保存活用計画の第八十九条の二第三項の認定（第八十九条の三において準用する第七十六条の三第一項の変更の認定を含む。）
 - 十四 登録有形民俗文化財保存活用計画の第九十条の二第四項の認定
 - 十五 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
 - 十六 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長
 - 十七 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行
 - 十八 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令
 - 十九 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行
 - 二十 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
 - 二十一 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
 - 二十二 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令
 - 二十三 史跡名勝天然記念物保存活用計画の第二百九条の二第四項の認定
 - 二十四 登録記念物保存活用計画の第百三十三条の二第四項の認定
 - 二十五 重要文化的景観の管理に関する命令
 - 二十六 第百八十三条の三第一項に規定する文化財保存活用地域計画の同条第五項の認定（第百八十三条の四第一項の変更の認定を含む。）
 - 二十七 第百八十四条第一項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）又は第百八十四条の二第一項の政令（第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係るも

のに限る。)の制定又は改廃の立案

第百七十条の三 前条第二項の同意を得た各省各庁の長は、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

第百七十条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画、第八十五条の二第三項に規定する事項が記載された重要有形民俗文化財保存活用計画又は第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画について第百七十条の二第二項の同意(前条第一項の変更の同意を含む。次条及び第百七十条の六において同じ。)を得た場合において、当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百六十七条第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定による通知をし、又は第百六十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による同意を求めなければならないときは、これらの規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

第百七十条の五 第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画について第百七十条の二第二項の同意を得た場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百六十七条第一項(第五号に係る部分に限る。)の規定による通知をしなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

第百七十条の六 文部科学大臣は、第百七十条の二第二項の同意を得た各省各庁の長に対し、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画(いずれも変更があったときは、その変更後のもの)の実施の状況について報告を求めることができる。

第百七十一条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第百七十四条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第百七十二条第二項の規定を準用する。

3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財

に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第百十六条第一項及び第百七十条の規定を準用する。

第百七十四条の二 第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人が作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画については、それぞれ第五十三条の二から第五十三条の八までの規定、第八十五条の二から第八十五条の四までの規定又は第二百二十九条の二から第二百二十九条の七までの規定を準用する。

2 文化庁長官は、前項において準用する第五十三条の二第四項、第八十五条の二第四項又は第二百二十九条の二第四項の認定(前項において準用する第五十三条の三第一項(前項において準用する第八十五条の四において準用する場合を含む。))又は第二百二十九条の三第一項の変更の認定を含む。)をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第百七十五条 第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使うことができる。

2 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第三節 地方公共団体及び教育委員会 (地方公共団体の事務)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(文化財保存活用大綱)

第百八十三条の二 都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱(次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。)を定めることができる。

2 都道府県教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

(文化財保存活用地域計画の認定)

第百八十三条の三 市町村教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画(以下この節及び第百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。)を作成し、文

- 文化庁長官の認定を申請することができる。
- 2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
 - 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
 - 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
 - 四 計画期間
 - 五 その他文部科学省令で定める事項
 - 3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（第百八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあっては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第百八十三条の五第二項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
 - 4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。
 - 5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。
 - 6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。
 - 8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更）

第百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村（以下この節及び第百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

（文化財の登録の提案）

第百八十三条の五 認定市町村の教育委員会は、第百八十三条の三第五項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第百八十三条の七第一項及び第二項において同じ。）を受けた文化財保存活用地域計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第百九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。）の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第

五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

- 2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

（認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徴収）

第百八十三条の六 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第百八十三条の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第百八十三条の三第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

（市町村への助言等）

第百八十三条の八 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

- 2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

（協議会）

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 当該市町村
 - 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
 - 三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
 - 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に

対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うことができる。

- 一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百一十一条第二項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第一百八条、第二百十条、第二百九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
- 二 第四十三条又は第二百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
- 三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令
- 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
- 五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第三百十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三百十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
- 六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三百十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
- 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百二十五条の

規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

- 第四十三条第五項又は第二百二十五条第五項
- 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三百十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
- 第五十五条第三項又は第三百十一条第二項
- 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令
- 同条第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
- 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(認定市町村の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うことができる。

- 2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。
- 3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。
- 4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第百八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、次の各号に掲げる者の求めに応じ、当該各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

- 一 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者（当該重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理
- 二 重要有形民俗文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者（第八十条において準用する第三十一条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者をいう。）当該重要有形民俗文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理
- 三 史跡名勝天然記念物の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者（当該史跡名勝天然記念物の管

- 理（管理団体がある場合を除く。）又は復旧
- 2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

（文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申）

第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

（地方文化財保護審議会）

- 第百九十条** 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。
- 2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。
- 3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
- 4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

第四節 文化財保存活用支援団体

（文化財保存活用支援団体の指定）

- 第百九十二条の二** 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体（以下この節において「支援団体」という。）として指定することができる。
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。
- 4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（支援団体の業務）

- 第百九十二条の三** 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。
- 二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。
- 四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

（監督等）

第百九十二条の四 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業

務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第百九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
- （情報の提供等）

第百九十二条の五 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

（文化財保存活用地域計画の作成の提案等）

- 第百九十二条の六** 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更をすることを提案することができる。
- 2 支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第百八十三条の五第一項の規定による提案をするよう要請することができる。

第十三章 罰則

第百九十五条 重要文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十三条又は第百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者
- 二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

○文化財保護法施行令

(昭和五十年九月九日)
(政令第二百六十七号)

内閣は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第五十七条の第三第一項、第八十条の二及び第八十三条の第三第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))並びに文化財保護法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第四十九号)附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第二百二十六条の政令で定める処分等)

第二条 法第二百二十六条の政令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。

一 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条及び第三十三条の第五第一項の規定による認可(同項の規定による認可にあつては、岩石採取場の区域の拡張に係るものに限る。)

二 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条及び第二十條第一項の規定による認可(同項の規定による認可にあつては、砂利採取場の区域の拡張に係るものに限る。)

2 前項各号に掲げる認可の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者が法第二百二十六条の規定により通知する事項は、次のとおりとする。

一 前項各号に掲げる認可の別

二 当該認可に係る区域

三 当該認可を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 当該認可に係る行為の内容並びにその開始及び終了の時期

(法第四百十一条第二項の規定による協議)

第三条 文化庁長官が法第四百十一条第二項の規定により行うものとされている協議は、同項に規定する勧告又は命令を行うことにより、国土の開発その他の公益を目的とする事業の円滑な実施又は農林水産業その他の地域における産業の振興に影響を及ぼすと認められる場合において、当該事業又は産業を所管する各省各庁の長と行うものとする。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。))が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。))を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第一百八条、第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。))の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。))並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第二百一十一条第二項(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項(法第二百五条第三項において準用する場合を含む。))の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。))の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限

る。)

三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。))の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。))及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。)

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会(当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長))が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。))を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。))の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。)

三 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第五十五条の規定による調査(第一

- 号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びロにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第一百五十五条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のために必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。
- （認定市町村の教育委員会が処理することができる事務）**
- 第六条** 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村（法第八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第八条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。
- 一 前条第三項第一号及び第三号に掲げる事務（同項第一号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。）
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 2 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村であ

る町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長、以下この項において同じ。）が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三條第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 前条第四項第一号イからリまで及びロに掲げる現状変更等（認定市町村である町村の区域（管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。）内において行われる場合に限り、同項第一号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）

ロ 前条第四項第一号ヌに掲げる現状変更等（当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会（当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。）における現状変更等（当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）

二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

3 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会（前条第三項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行つているものに限る。）に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

5 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。

6 前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。

7 第五項に規定する場合においては、法の規定中同項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規

定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村（法第八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。

8 第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「属する事務」（次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。）と、同条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。

9 前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。

年 月 日

文化庁長官 様

申請者

住 所

氏 名（又は名称）

印

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請

下記のとおり史跡（又は名勝、天然記念物）の現状変更等をしたいので、文化財保護法第125条第1項の規定により申請します。

記

- 1 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 10 現状変更等の内容及び実施の方法
- 11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 12 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 13 現状変更等に係る地域の地番
- 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 15 その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図（現状変更等の対象地を表示）
- 3 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真（現状変更等の対象を表示）
- 4 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 5 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 6 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 7 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 8 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

史跡名勝天然記念物保存活用計画に係る認定申請書

年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

印

文化財保護法第 129 条の 2 第 1 項（同法第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

（備考）

- 1 申請者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

史跡長岡宮跡保存活用計画について

別添 1 - 1
(史跡名勝天然記念物用)

基本的な事項

- 史跡名勝天然記念物の名称：史跡長岡宮跡
- 所在地：京都府向日市鶏冠井大極殿26番28ほか
- 指定年月日：昭和39年(1964)4月27日（地域追加指定11回<平成31年2月26日現在>）
- 管理団体の名称：京都府向日市（事務所の所在地：京都府向日市寺戸町中野20番地）

保存活用のための措置の内容

- 保存（保存管理）の方向性と方法
〔方向性〕

管理者である京都府向日市が、現状維持を基本とし、適切な保存管理のもとで機能維持を図り、必要に応じて施設の更新を図る。

〔方 法〕

- 公有地：整備地区 ▶ 都市公園管理者とも連携しながら、現状維持を基本とする。整備施設は適切な保存管理のもとで機能維持を図り、必要に応じて施設の更新を図る。
- 公有地：未整備地区 ▶ 公有地で空地や樹林地の部分は整備着手までは現状を維持する。そのため必要な除草等適切な維持管理を行う。
- 民有地：宅地地区 ▶ 居宅として利用されているものについては、遺構の保存の周知に努め、公有化を推進する。現状変更等については、原則として史跡の調査研究、保存活用に必要ない行為以外は認めない。ただし生活に関わる必要不可欠な行為は認めるものとする。
- 民有地：その他地区 ▶ 遺構の保存の周知に努め、公有化を推進する。現状変更等については、原則として史跡の調査研究、保存活用に必要ない行為以外は認めない。

保存活用のための措置の内容

○ 活用の方向性と方法

〔方向性〕

長岡宮跡は長岡京の中枢部の遺跡として、平城京から平安京へといった都城の変遷や律令国家成立と展開の過程を知る上で重要な遺跡である。この日本の歴史上からも重要な遺跡である史跡長岡宮跡を確実に保存し後世へ継承するための保存活用を図る。

1. 本市の歴史を代表する史跡長岡宮跡をはじめとする長岡宮・長岡京に関する様々な価値を教育分野で一層の活用を図る。
2. 歴史を活かした、活力と魅力あるまちづくりを進めるために、観光やまちづくりの資源として長岡宮跡の有効利用を図る。
3. 長岡宮顕彰のシンボルである大極殿祭と、都市内遺跡の公開活用策の象徴としてのA R 長岡宮、現地での史跡整備の磨き上げによる一層の活用を推進する。

〔方 法〕

1. 教育における活用
学校教育における活用の方法
社会教育における活用の方法
2. 観光等まちづくりにおける多様な活用
文化財活用ゾーンニング計画の再出発
憩いや集い、防災等多機能的役割をもつ史跡として活用
大極殿祭の充実化

保存活用のための措置の内容

○ 整備の方向性と方法

〔方向性〕

史跡の拡充・拡大を図り公有化ができた箇所から、既整備地のリニューアルも視野に入れて、史跡整備に対する現代的要請や新しい技術・工法等の採用も検討しながら、一体的な整備を図るものとする。

〔方 法〕

未整備地の整備と既整備地のリニューアルを図る
追加指定地の整備—ガイダンス機能の整備を図る
史跡間ネットワーク動線の整備を図る

○ 運営・体制の整備の方向性と方法

〔方向性〕

関係機関が連携を図り、文化財の保存・活用に関わる体制を構築とネットワーク化を図る

〔方 法〕

関係する行政機関及び向日市の関係部局と連携を図り、文化財の保存・活用に関わる体制を構築
文化財の保存・活用に関わる住民・各種団体と取り組み体制の構築、交流・ネットワーク化の推進
史跡間ネットワーク動線の整備

現状変更について

○現状変更等に係る基準

(申請者が定める史跡名勝天然記念物の適切な保存のために必要な現状変更等の行為者、態様、頻度、規模、区域、期間その他の現状変更等の内容及び実施の方法に関する基準について記載)

行為者 史跡長岡宮跡の管理者及び土地所有者等

態様 Ⅰ公有地：整備地区、Ⅱ公有地：未整備地区、Ⅲ民有地：宅地地区、Ⅳ民有地：その他地区

頻度 少ない（年間約5回程度）

規模 狭い（ $5\text{m}^2 \sim 1,500\text{m}^2$ 程度）

区域 維持管理や活用のための整備にかかる必要な区域

所有者の生活に関わる必要不可欠な区域

期間 1年以内、但し、史跡整備の場合は数か年に及ぶ

その他 原則として史跡の調査研究、保存活用に必要な行為以外は認めない。

ただし、民有地で生活に関わる必要不可欠な行為は認めるものとする。

計画の基本情報

○計画名称：史跡長岡宮跡保存活用計画

○計画期間：令和2（2020）年～令和12（2020）年（10年間）

その他

（その他参考となるべき事項があれば記載）

認定申請書 チェックリスト（史跡名勝天然記念物）

別添 2 - 1

記載事項		記載場所（ページ、章、節、項など）
（当該史跡名勝天然記念物に関する基本的な事項）		
当該史跡名勝天然記念物の名称・所在地 <		

記載事項		記載場所（ページ、章、節、項など）
整備（保存のための復旧、公開活用のための施設整備）の現状と課題	指定地全体の現状と課題	
	現状	137～1141ページ、第5章、第3節、1）～2）
	課題	137～1141ページ、第5章、第3節、1）～2）
	個々の構成要素ごとについて	
	現状	142～143ページ、第5章、第3節、2）
	課題	142～143ページ、第5章、第3節、2）
運営・体制の整備の現状と課題	保存活用計画の実施体制について	
	現状	144ページ、第5章、第4節
	課題	144ページ、第5章、第4節
	関係者・関係機関等との連携体制について	
	現状	173～174ページ、第10章、第1、2節
	課題	173～174ページ、第10章、第1、2節
保存（保存管理）の方向性と方法 (保存に際し現状変更等を伴う場合)	方向性	145～146ページ、第6章、第1節
	具体的な手法	147～151ページ、第7章、第1節
	周辺環境の保存の手法	156～158ページ、第7章、第3節、1）～2）
	追加指定の方針	159～160ページ、第7章、第4節
	土地の買上げの方針	159～160ページ、第7章、第4節
	その他計画期間中に行う保存に関する取組の内容	161～168ページ、第8章、第1～2節
	具体的な内容	152～155ページ、第7章、第2節、1）～3）
活用の方向性と方法	方向性	145～146ページ、第6章、第1節
	具体的な手法	156～158ページ、第7章、第3節、1）～2）
整備の方向性と方法	保存のための整備（復旧・修理）について	
	方向性	169ページ、第9章、第1節、1）
	具体的な手法	170～172ページ、第9章、第1節、2）～3）
	活用のための施設整備について	
	方向性	159～160ページ、第8章、第1節、第2節、1）～2）
	具体的な手法	161～168ページ、第8章、第2節、3）
運営・体制の整備の方向性と方法	実施に向けた運営・体制の整備拡充の方向性	173ページ、第10章、第1節
	具体的な手法	174～174ページ、第10章、第2～4節
(計画期間)		
概ね5～10年程度の期間 (例：認定の日から令和●年3月31日)		26ページ、第1章、第6節 175～176ページ、第11章 認定の日から～令和12年（2030）3月31日
(その他参考となるべき事項)		
	その他参考となるべき事項	
	・現状変更の手続きの弾力化の特例の適用を希望するもの以外についても、あらかじめ計画される現状変更等がある場合の取扱方針・取扱基準を記載	152～155ページ、第7章、第2節、1）～3）
	・その他、特筆すべき事項があれば記載	
(現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項)		
現状変更等に係る基準	行為者	「－」
	態様	「－」
	頻度	「－」
	規模	「－」
	区域	「－」
	期間	「－」
現状変更等を必要とする理由	保存及び活用のために行う措置であることの説明	「－」
現状変更等の内容及び実施の方法		「－」
現状変更等により生ずる物件の滅失又は毀損、景観の変化その他現状変更等が史跡名勝天然記念物に及ぼす影響に関する事項		「－」

添付書類		○印（該当がない場合は「－」）
（現状変更等に関する事項を記載する場合の添付書類）		
（申請者が管理団体である場合） （申請者が権原に基づく占有者以外の者である場合） （管理団体がある場合において申請者が所有者である場合） （管理責任者がある場合）	現状変更等の設計仕様書及び設計図又は計画書	「－」
	現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料	「－」
	行為地の所有者の承諾書	「－」
	権原に基づく占有者の承諾書	「－」
	管理団体の意見書	「－」
	管理責任者の意見書	「－」
確認事項		○印（該当がない場合は「－」）
所在する市町村において文化財保存活用地域計画が策定されている又は策定中であるか。		「－」
上記が○の場合、保存活用計画の内容は、当該地域計画に照らし適切なものとなっているか。		「－」

京都府向日市

史跡長岡宮跡保存活用計画

令和2年（2020）3月31日

発行 向日市教育委員会©

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地

電話 075-931-1111（代）

FAX 075-922-6587（代）

URL <http://www.city.muko.kyoto.jp>

Email info@city.muko.lg.jp

編集 向日市教育部文化財調査事務所

〒617-0004 京都府向日市鶏冠井町上古 23 番地

電話 075-931-9901

FAX 075-931-4004

Email chosa@city.muko.lg.jp

印刷 三星商事印刷株式会社

〒604-0096 京都府京都市中京区新町竹屋町下ル

電話 075-256-0961

FAX 075-231-7141

